

発展祭で市政功労者・一般功労者ほかを表彰

5月8日に開催した市制56周年記念発展祭で、市政功労者、一般功労者を表彰しました。また、平成18・19年度中に多額の寄附・寄贈をいただいた皆さんに特別感謝状を贈呈しました。

〈敬称略 5月8日現在〉

■市政功労者



(古井町／81歳／市議会議員4年・町内会長12年)

石原勝成



(南町／73歳／安城商工会議所会頭8年・副会頭13年・

旭川谷法人会安城支部支部長8年・市国際交流協会会長17年)

■市政功労表彰留保者

(現職中につき表彰を留保)
大見正(新田町／49歳／愛知県議会議員)

■一般功労者

加藤孝雄(藤井町／74歳／保護司)

太田倅子(安城町／70歳／保護司)

羽田美ドリ(安城町／69歳／保護司)

大見二子(桜井町／64歳／保護司)

鈴木和枝(尾崎町／62歳／保護司)

西澤孝昭(池浦町／74歳／民生委員・児童委員)

牧野義満(大山町／73歳／民生委員・児童委員)

杉浦美知子(南町／73歳／民生委員・児童委員)

本多由記子(今池町／65歳／民生委員・児童委員)

高見その子(今本町／65歳／民生委員・児童委員)

神谷桂子(朝日町／64歳／民生委員・児童委員)

岩月章(東栄町／72歳／市交通指導員)

森下政之助(美園町／61歳／市交通指導員)

糸克浩(桜井町／66歳／安城商工会議所議員)

水越廣昌(東町／64歳／安城商工会議所常議員・監事)

三瓶豊麗恵(池浦町／61歳／安城文化協会理事・副会長)

堀尾貢(東明町／65歳／市陸上競技協会理事・会長)

清水聰(城南町／62歳／市アイチエリー協会副会長)

藤原勇(新田町／45歳／市消防団団員、分団長)

■特別感謝状被贈呈者
鈴木照男(南町)
防犯活動推進のため多額の寄附

横田俊二(桜井町)
教育振興のため多額の寄附

大参房子(名古屋市千種区)
教育文化振興のため貴重な考古学研究資料・蔵書の寄贈

加藤博(榎前町)
芸術文化振興のため貴重な美術作品の寄贈

横山夕葉(桜井町)
社会福祉のため貴重な美術作品の寄贈

アイシン精機株式会社(刈谷市)
都市基盤整備のため多額の寄附

安城南ライオンズクラブ(御幸本町)
教育振興のため環境型時計モニュメントの寄贈

安城ロータリークラブ(御幸本町)
レンタサイクル事業充実のため堀内公園サイクルポートなどの寄贈

問い合わせ▼秘書課

市議会6月定例会

●開催日程 6月11日(水)↓開会・議案説明(議場) 12日(木) 13日(金)↓一般質問(議場) 17日(火)↓議案質疑(議場) 18日(水)↓23日(月)↓委員会審査(委員会室) 26日(木)↓採決・閉会(議場)
※いずれも午前10時。
※日程を変更する場合があります。

●市議会の傍聴 本会議や委員会での審査の様子は、傍聴受付で氏名と住所を記入するだけで傍聴できます。手話通訳や要約筆記も可能です。(事前にお申し出ください)

●一般質問を録画放映 12日、13日の一般質問の様子が、キヤッチネットワーク16チャンネル(デジタル放送は10チャンネル)で録画放映されます。また、インターネット(安城市ホームページ)望遠郷でも映像配信しています。

放映日▼12日収録分↓16日(月)午後6時 13日収録分↓18日(水)午後6時

問い合わせ▼議事課

市議会議長・副議長を決定

5月12日に開催した平成20年第1回安城市議会臨時会で、正副議長の選挙、各委員会委員の選任と正副委員長との互選を行い、市議会の構成を改めました。

このほか、提出された「市税条例の一部を改正する条例の制定」など5案件を原案どおり決定。固定資産評価員の選任に関する同意案件1件を原案どおり同意しました。

議長・副議長の略歴、各委員会の構成など、この議会で決まった主な内容は次のとおりです。

※なお、監査委員には2年任



■議長
木村正範(池浦町／59歳)
市議会議員3期目。環境首都推進特別委員長、議会運営委員長、総務企画常任委員長などを歴任



■副議長
都築國明(姫小川町／59歳)
市議会議員2期目。建設常任委員長、経済福祉常任委員長、環境首都推進特別副委員長などを歴任

期の2年目として引き続き
桐生則江議員が務めます。

〈敬称略〉

●Ⅱ委員長 ○Ⅱ副委員長

■常任委員会委員

●総務企画

◎松浦満康・◎神谷昌宏・大屋明仁・杉浦秀昭・早川建一・宮川金彦・平林正光

●経済福祉

◎石川忍・◎細井敏彦・野場慶徳・坂部隆志・石川孝文・近藤正俊・桐生則江・和田米吉

●市民文教

◎土屋修美・◎武田文男・今井隆喜・深谷恵子・都築國明・

●建設

◎竹本和彦・◎畔柳秀久・後藤勝義・神谷清隆・石上誠・永田敦史・稲垣茂行

■特別委員会委員

●広域行政・行政改革

◎神谷清隆・◎坂部隆志・石川忍・竹本和彦・宮川金彦・松浦満康・永田敦史・稲垣茂行・細井敏彦

●まちづくり推進

◎石川孝文・◎杉浦秀昭・大屋明仁・今井隆喜・野場慶徳・深谷恵子・近藤正俊・石上誠・和田米吉

●環境首都推進

◎深津忠男・◎早川建一・後藤勝義・畔柳秀久・武田文男・神谷昌宏・土屋修美・山本允平林正光

■議会運営委員会委員

◎近藤正俊・◎神谷清隆・石川忍・竹本和彦・坂部隆志・松浦満康・深津忠男・土屋修美・桐生則江

問い合わせ▼議事課

子どもを虐待から守る

虐待は、子どもの心やからだの成長、人格をつくるうえで、重要な影響を与えます。子どもを虐待から守りましょう。

■子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
- ②(通告は義務)権利(通告は義務)権利
- ③「しつけのつもり」は言い訳
- ④子どもの立場で判断
- ⑤ひとりでは抱え込まない(あなたにできることから即実行)
- ⑥親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- ⑦虐待はあなたの周りでも起こりうる
- (特別なことではない)

■子どものサインを見逃さないで

- ・不自然な打撲のあとがある
- ・着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ・表情が乏しい
- ・落ち着きがなく、乱暴になる

- ・おどおどしている
- ・親を避けようとする
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

■虐待を防ぐために

●子育て中のあなたに 誰かに話すと、悩みや迷いが解消することも多くあります。※周りの人に話せない悩みは、公的な相談機関を利用してください。

●地域のみなさんへ 虐待は親子が地域社会から孤立しているとき起こりがちです。孤立した親子を見かけたら、子育てグループへ誘ったり、一言声をかけたりしましょう。

●相談窓口 刈谷児童相談センター(☎22▽7111)・市社会福祉課



問い合わせ▼社会福祉課

高齢者保健福祉計画策定基本調査の結果がまとまりました

市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現のため、安城市高齢者保健福祉計画を策定しています。同計画を見直すため、高齢者の日常生活の実態や健康状態、介護保険制度に対する意見・要望を昨年12月に調査しました。その概要については次のとおりです。

なお、詳細は介護保険課、市政情報コーナー、市ホームページで閲覧できます。

調査方法

- 対象 一般高齢者、居宅サービス・施設サービス利用者、サービス未利用者
- ※一般高齢者・サービス未利用者は、無作為抽出。
- 調査人数 5193人
- 回答率 71・4%

調査結果

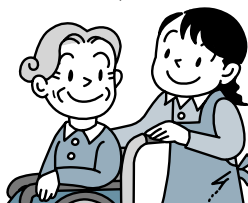
- 介護保険制度の内容の認知 「ほとんど知らない」あまり知らない」が38・3%を占めており、啓発活動を推進していく必要があります。
- 介護サービスと保険料のあ

り方 「介護予防サービスを充実し、保険料の上昇を抑えた方がよい」が最も多く、次いで、「平均的なサービスで、平均的な保険料が良い」となっています。

●今後、希望する介護方法 施設介護よりも、サービスをしながら在宅での介護を望む人が多くみられます。施設利用者では、「施設での生活を希望している」が30・5%、「在宅を希望する」が22・0%となっています。

●介護者が、介護を行う上で困っていること 多くの人が精神的な負担をあげています。●これからの高齢者社会に対応するため、市が力を入れるべきこと

「高齢者のための医療の充実が半数を超え、次いで」在宅での介護を望む高齢者のための在宅介護サービスの充実」「施設での介護を望む高齢者のための入所施設の充



実」が3割近くとなっています。

調査結果からの課題

●健康・生きがいづくりと社会参加の促進 介護予防につながるよう、就労や生涯学習などのさまざまな形で高齢者が社会とのかかわり、人との交流の中で生きがいを得られるような環境づくりを進めていく必要があります。

在宅生活継続の支援

多くの高齢者は住み慣れた地域や家庭で生活したいと考えており、在宅で安心して自立した生活を継続することができる環境整備が必要です。特に、身近な地域で手軽に必要なサービスが受けられるように地域ごとの体制づくりが必要です。

●介護保険サービスの質の向上 利用者が満足できる介護保険サービスとするためには、ケアマネジャーや介護保険事業者への適切な研修・指導が必要です。

問い合わせ▼介護保険課

介護保険負担限度額

特別養護老人ホームなどの介護保険施設へ入所、またはショートステイを利用した場合にかかる食費・居住費の負担額が軽減されます。

●対象 世帯全員が市民税非課税の人。対象になると思われる人は、認定の手続きが必要ですので、介護保険課までお問い合わせください。

現在認定証をお持ちの人は更新を

現在、介護保険負担限度額認定証をお持ちの人は、6月30日(月)で有効期限が切れます。引き続き必要な場合は、5月中に発送した申請書をお早めに介護保険課へ提出してください。



問い合わせ▼介護保険課

安城市緑の基本計画意見交換会参加者

市では、緑の保全と緑あふれるまちづくりを進めるために、「安城市緑の基本計画」を策定します。同計画策定のため、意見交換会の参加者を募集します。

- 任期 来年3月まで
- 内容 意見交換会(平日昼間で今年度4回程度開催予定)に出席し、計画内容に関して意見や提案をしてください。
- 定員 2人程度
- ※書類審査により決定。
- 対象 市内在住の18歳以上の
- 申し込み 応募用紙に必要事項を記入し、6月16日(月)(必着)までに持参・郵送・Eメールで公園緑地課(〒446-8501桜町18番23号/koen@city.yanagicho.jp)へ
- ※応募用紙は同課、市ホームページで配布。
- 問い合わせ 公園緑地課

住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム報奨金制度の受け付けを開始

報奨金額の3分の1を(協安城サルビアスタンプ会)の発行する商品券で支給、残りを口座へ振り込みます。

住宅用太陽光発電システム報奨金制度

- 対象 次の①②のすべてに該当する人
- ①市内在住で市税の滞納がない人
- ②平成19年4月1日～平成20年3月31日に、自宅へ同システムを設置し、電力会社と売電契約をした人
- 報奨金額 同システムの最大出力値(キロワット)×8000円(10000円未満切り捨て)×3
- ※実際の売電実績数値ではなく、出力可能な定格数値。
- 申し込み 7月1日(火)～8月29日(金)に次の①～⑤を持つて環境首都推進課へ
- ①報奨金交付申請書
- ②「太陽光契約に関するお知らせ」または電力会社との売電契約書の写し
- ③同システムの設置が確認できる写真(家の外観が分かるもの)



住宅用太陽熱高度利用システム

- 対象 次の①②のすべてに該当する人
- ④電力会社からの売電実績を示すものの写し(申請月直近の検針結果のお知らせ)
- ⑤市税に滞納がないことを明らかにするもの(交付申請書内に関覧承諾がある場合を除く)

住宅用太陽熱高度利用システム報奨金制度

住宅用太陽熱高度利用システムとは、住宅の屋根への設置に適した、給湯、冷暖房などに利用するシステムで、不凍液を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成されているものの総称です。通常の太陽熱温水器は支払対象ではありません。

対象

- 対象 次の①②のすべてに該当する人
- ①市内在住で市税の滞納がない人
- ②4月1日～来年3月31日(火)に自宅に同システムを設置し、支払いを完了した人
- 報奨金額 システム総面積1㎡あたり40000円(10000円未満切り捨て、上限5万円)
- ※システム総面積Ⅱ集熱器1台あたりの集熱器総面積×集熱器台数
- 申し込み 7月1日(火)～来年3月31日(火)に次の①～⑦を持つて環境首都推進課へ
- ①報奨金交付申請書
- ②工事請負契約書の写し
- ③設置した費用の領収書の写し
- ④機器の保証書の写し(既使用品は対象外となります)
- ⑤機器の設置が確認できる写真
- ⑥住民票の写し
- ⑦市税に滞納がないことを明らかにするもの
- ※⑥⑦は、交付申請書内で閲覧承諾がある場合を除く。

問い合わせ▼環境首都推進課

策定スタッフ募集 安城市食育推進計画づくり

「安城市食育推進計画」の策定に際し、皆さんの幅広い意見や提案を集約するための策定スタッフを募集します。

●活動内容 食育のあり方などについての基礎的な調査、後世に伝えたい安城市周辺地区の伝統料理などの事例研究、同計画の素案作成など

※作成部会(ワークショップ)は、原則、平日の昼間、5回程度開催予定。(報酬はありません)

- 募集人数 数人
- 応募資格 次の①②のすべてに該当する人
- ①市内在住・在勤・在学の人



- ②食育に興味・関心がある人や研究をしている人
- 任期 選任をした日から同計画の策定が終了する日まで(平成20年度末日までを予定)
- 応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、6月25日(火)(必着)までに持参・郵送・ファクス・Eメールで農務課(〒446-8501桜町18番23号/PAK76▽1112/nomu@city.ano.aichi.jp)へ
- ※応募用紙は同課、市ホームページで配布。

問い合わせ▼農務課

社会福祉協議会職員を募集

■一般職

- 採用日 8月1日(金)
- 採用予定人数 1人
- 対象 次の①～③のすべてに該当する人
- ①昭和33年4月2日以降生まれの人
- ②社会福祉士資格を有する人
- ③普通自動車免許を持つ人

※身体障害者は、自力で通勤でき、介護者なしで職務を遂行できる人。

●試験日時／内容 第一次

- 6月25日(水)午後1時／筆記試験と作文 第二次↓7月9日(水)午前9時／面接
- 勤務日時 (水)～(金)午前8時30分～午後5時15分。

※業務の都合により、時間外勤務・休日勤務あり。

- 給与／諸手当 4年生大学卒18万5976円(前歴加算あり)／期末勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当など

※社会情勢によって改正される場合があります。

- 申し込み 6月3日(火)～17日(火)(必着午前9時～午後5時(日)(月)を除く)に、同協議会

で交付する受験申込書と資格を証明するものの写しを持参、郵送で社会福祉協議会総務課(社会福祉会館内／〒461-0046赤松町大北78番地4)へ

※受験申込書は同会・同ホームページで配布。
※提出書類は返却しません。

■臨時職員

●勤務場所／日時

- 支援センター(社会福祉会館内)／(火)～(木) 中部地域包括支援センター(中部福祉センター内)／(水)～(金)
- ※いずれも午前9時～午後5時。

※中部地域包括支援センターは10月から。

●申し込み

- 電話で地域包括支援センター(社会福祉会館内)／☎772945へ(日)(月)(例を除く)
- ＜介護支援専門員＞
- 採用日 至急
- 採用予定人数 4人程度
- 対象 次の①②のすべてに該当する人
- ①介護支援専門員資格を有す

る人

- ②普通自動車免許を持つ人

- 賃金 時給1300円、通勤割増1日200円
- ＜事務員＞

- 採用日 9月1日(月)
- 採用予定人数 1人
- 対象 次の①②のすべてに該当する人
- ①普通自動車免許を持つ人
- ②パソコンが操作できること(ワード、エクセルなど)
- 賃金 時給800円、通勤割増1日200円

問い合わせ▼社会福祉協議会(☎772941)



姉妹都市派遣市民募集 豪州ホブソンズベイ市

姉妹都市提携20周年を記念してオーストラリア姉妹都市ホブソンズベイ市に派遣する市民を募集します。

行える

- ⑦学生ではない
- ⑧市税を完納している

- 申し込み 6月27日(金)までに申込書と800字程度(様式・書式は問いません)のレポートを持って市民活動課へ
- レポートのテーマ↓姉妹都市派遣に望むこと
- ※要綱、申込書は同課で配布。

- 派遣日程 10月14日(火)～21日(火)
- 行き先 ホブソンズベイ市、メルボルン市(全行程添乗員が同行)
- 経費 31万円程度(うち半額を市国際交流協会が負担)
- 募集人数 4人程度
- 応募条件 次の①～⑧のすべてに該当する人
- ①20歳以上で市内に2年以上住んでいる健康な人
- ②今までに本協会の補助を受けて姉妹・友好都市へ派遣されたことがない
- ③事前打ち合わせ(平日の昼間に3回)に出席できる
- ④市国際交流協会の会員となる
- ⑤視察先に興味・関心がある
- ⑥帰国後、地域の国際交流活動を積極的に

問い合わせ▼市民活動課



朝夫が行く⑥

「安城公園の悲劇」

今年の桜は、開花が早かったものの、その後しばらく花冷えが続いたため、四月の第一土・日曜日に満開を迎えました。市庁舎裏の安城公園は、花見を楽しむ市民で大賑わい。皆さん、暖かな春の一日を満喫されていました。

ところで、市職員有志は、毎週月曜朝に「おはよう会」を実施しています。始業45分前に集まり、庁舎周辺の道路や緑道のゴミ拾いをします。「環境首都」実現のため



めには、まずは職員が率先垂範しなければ」という想いで始まって約2年。毎回30人ほどが集まります。4月7日(月)朝、集合場所の安城公園へ行ってみて、あまりの惨状にビックリ！大量に積み上げられたごみ袋、ごみかごからあふれるごみ、酒宴の後始末をした形跡のないごみの散乱…。この日は予定を変更して、大半の職員が、清掃委託を受けたシルバー人材センターの人たちと一緒に、公園内の清掃にあたりました。桜まつりは、市観光協会の主催で実施されており、ばんぼりの設置などに約300万円の公費が使われています。うち清掃委託料は約16万円です。

「ゴミの後始末も市民サービスの一環だ」という考え方もあるでしょう。楽しい宴に水をさす気は毛頭ありません。しかし、「一部の公園利用者が残したツケ」を、公費を投じて黙って尻拭いする」のが公平で健全なのか。せめて自分の出したゴミくらいは持ち帰っていただけないか…、とゴミ



の山を目の前にして思ってしまった。環境問題を説明する例えに「コモンズ(共有地)の悲劇」があります。「村人全員が自分さえよければという考えで共有牧草地にどんどん牛を放牧した結果、結局は牧草地全体が壊されて全員が損をする」という話です。

副市長(環境政策担当) 山田 朝夫

スポーツ指導者養成講習会

指導者として必要な基礎知識を習得する講習会です。

- とき 6月28日、7月26日、8月30日、9月13日・27日、10月18日、11月1日・8日・29日、12月6日午後6時45分～8時45分(いずれも(土)／全10回)
- ※6月28日のみ午前9時～正午。

- ところ 市体育館
- 内容 AED(自動体外式除細動器)の使い方、指導者としての考え方、栄養学、救急法やトレーニングの理論・実技など
- 対象 市体育協会加盟団体指導者、スポーツ教室指導者、体育指導委員、学校関係者、または、これから指導者を目指している人(10回の講習に出席できる人を優先)
- 定員 30人(先着順)
- 申し込み 6月5日(水)～22日(水)午前9時～午後4時(月)を除く)に持参・ファクス・Eメールで市体育協会(市体育館内／☎753559／mailto:nitai@yob.ne.jp)へ
- ※申込書は市体育館、同協会

ホームページ(<http://www.anitai.kyo.org/>)で配布。

●その他 全課程を修了した人には、体育協会認定の指導者資格を付与します。

※消耗品を使用するときは、一部費用負担をお願いする場合があります。



問い合わせ▼市体育館(☎753535)